

道路交通法改正による「主な改正点」

—令和元年12月1日施行—

免許失効者も「運転経歴証明書」取得可能に

これまで、「運転経歴証明書」の交付申請を受けることができるのは運転免許の自主返納をした人だけでしたが、改正後は、運転免許証の更新を受けずに運転免許が失効した人も交付申請が可能となりました。

※交付申請は、運転免許証の自主返納や免許の失効後5年以内に限られます。

※改正施行前に免許が失効した人も交付申請は可能です。ただし、平成28年4月1日以降の免許失効に限られます。

交付申請は住所地の都道府県内で

改正前、「運転経歴証明書」の交付申請は、運転免許証の自主返納を行った都道府県内の所定の場所で行う必要がありましたが、改正後は免許失効者も含め、住所地の都道府県内で交付申請することになりました。

運転免許証再交付」の対象が拡大

改正前に運転免許証の再交付を申請できるのは、免許証をなくしたり汚したりした場合に限られますが、改正後は、再交付の対象が下記の通り拡大されました。

- ・住所や氏名などの「記載事項変更」の届出をした場合
- ・「免許条件(※)」を新たに付加されたり、「免許条件」が変更された場合
- ・裏面備考欄に「記載事項変更」や「免許条件の付加・変更」の記載がある場合
- ・運転免許証の写真を変更しようとする時

※運転技能や身体の状態に応じた免許の条件で、運転可能な車両総重量等を限定することや義足・義手を使用して運転すること等

保育施設で利用される「駆動補助機付き乳母車」の歩道通行可

改正前は長さ120センチを超える駆動補助機能付き乳母車は軽車両として扱われていたが、改正後は、通行場所所轄の警察署長の確認を受けた場合(※)、歩道通行が可能。

(※)特定の経路を通行すること、他の歩行者の通行と妨げないこと など

定格出力20kw超の電動バイクは「大型自動二輪」

改正前は「普通二輪免許」で運転可能であったが、「大型二輪免許」を経過措置期間(改正後一年)以内に取得しなければならない。